

三田市水道事業分担金徴収条例新旧対照表

現行	改正案																																			
<p>第1条～第2条 省略 (分担金の額)</p> <p>第3条 新設事業から給水を受ける受益者の分担金の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>2 前項のほか、配水設備の増設又は改良を要する者に対する<u>工事の分担金は、その受益者の受益の限度内において水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定める。</u></p> <p>(分担金の納期)</p> <p>第4条 分担金は、当該工事の着手前に徴収する。ただし、<u>管理者が必要と認めるときは、当該工事の完了まで延期することができる。</u></p> <p>第5条～第7条 省略 別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">メーター口径</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>150ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">別に定める。</td> </tr> </tbody> </table>	メーター口径	金額	省略		150ミリメートル	別に定める。	<p>第1条～第2条 省略 (分担金の額)</p> <p>第3条 新設事業から給水を受ける受益者の分担金の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2 前項のほか、配水設備の増設又は改良を要する者に対する<u>工事の分担金の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(分担金の納期)</p> <p>第4条 分担金は、当該工事の着手前に徴収する。ただし、<u>水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めるときは、当該工事の完了まで延期することができる。</u></p> <p>第5条～第7条 省略 別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">メーター口径</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>150ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">44,860千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">メーター口径</th> <th style="width: 20%;">金額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">三田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年三田市条例第37号)の施行日前における、三田市水道事業及び簡易水道事業給水条例(昭和43年三田市条例第21号)第2条に定める給水区域以外の区域</td> <td>20ミリメートル以下</td> <td style="text-align: right;">1,600千円</td> <td>左記工事分担金の納入により、<u>管理者が施工する工事の範囲は、給水引込み及び量水器の設置までとする。</u></td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">1,740千円</td> <td rowspan="6">左記工事分担金の納入により、<u>管理者が施工する工事の範囲は、給水引込み及び量水器の設置までとする。</u>ただし、上記工事に係る費用が左記工事分担金を超える場合は、<u>その差額を徴収する。</u></td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">2,750千円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">5,650千円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">9,800千円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">27,230千円</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">55,900千円</td> </tr> <tr> <td>150ミリメートル以上</td> <td style="text-align: right;">その都度管理者が別に定める。</td> </tr> </tbody> </table>	メーター口径	金額	省略		150ミリメートル	44,860千円	区分	メーター口径	金額	備考	三田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年三田市条例第37号)の施行日前における、三田市水道事業及び簡易水道事業給水条例(昭和43年三田市条例第21号)第2条に定める給水区域以外の区域	20ミリメートル以下	1,600千円	左記工事分担金の納入により、 <u>管理者が施工する工事の範囲は、給水引込み及び量水器の設置までとする。</u>	25ミリメートル	1,740千円	左記工事分担金の納入により、 <u>管理者が施工する工事の範囲は、給水引込み及び量水器の設置までとする。</u> ただし、上記工事に係る費用が左記工事分担金を超える場合は、 <u>その差額を徴収する。</u>	30ミリメートル	2,750千円	40ミリメートル	5,650千円	50ミリメートル	9,800千円	75ミリメートル	27,230千円	100ミリメートル	55,900千円	150ミリメートル以上	その都度管理者が別に定める。
メーター口径	金額																																			
省略																																				
150ミリメートル	別に定める。																																			
メーター口径	金額																																			
省略																																				
150ミリメートル	44,860千円																																			
区分	メーター口径	金額	備考																																	
三田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年三田市条例第37号)の施行日前における、三田市水道事業及び簡易水道事業給水条例(昭和43年三田市条例第21号)第2条に定める給水区域以外の区域	20ミリメートル以下	1,600千円	左記工事分担金の納入により、 <u>管理者が施工する工事の範囲は、給水引込み及び量水器の設置までとする。</u>																																	
	25ミリメートル	1,740千円	左記工事分担金の納入により、 <u>管理者が施工する工事の範囲は、給水引込み及び量水器の設置までとする。</u> ただし、上記工事に係る費用が左記工事分担金を超える場合は、 <u>その差額を徴収する。</u>																																	
	30ミリメートル	2,750千円																																		
	40ミリメートル	5,650千円																																		
	50ミリメートル	9,800千円																																		
	75ミリメートル	27,230千円																																		
	100ミリメートル	55,900千円																																		
150ミリメートル以上	その都度管理者が別に定める。																																			